

# 平成28年度本試験講評

## 1. 総 評

---

今年の本試験は、出題形式は例年の傾向を踏襲したものでした。昨年に引き続き、個数問題は1問もなく、記述式も分割形式のものはなく45マス問題が3問でした。

難易度は、全体的に標準レベルですが、基本的な問題と、いわゆる難問だと思われる問題の差が大きかったため、印象として難しいと感じる方も多かったかもしれません。そのようなトラップ問題に惑わされず、基本的な問題で確実に得点を重ねれば、例年に比較して、極端に難しいというレベルとは言えないでしょう。

科目別・形式別では、全体として、行政法は、択一も多肢選択式も記述も易しく、反対に、民法は、択一も記述も難しかったといえます。行政法で8割から9割程度の得点を積み上げて、他の科目で5割程度の得点ラインをとることが、今年の合格者の得点パターンといえます。行政法での失点を、他の科目での挽回するのは難しいので、行政法の出来不出来が合格に大きく左右する問題だったといえます。また、一般知識は例年より難易度が高いといえ、一般知識の基準点を越えられるかどうかは今年の合否のカギになると考えられます。

全体の合格率は、昨年の13パーセントより下がり、8～10パーセント前後になるのではないかと予想します。

## 2. 法令・5肢択一式

---

### 【基礎法学】

裁判員制度に関する判例問題と、法律の形式（条・項・号・枝番）に関する問題が出題されました。両問とも易しい問題で、基礎法学は2問とも得点したいところです。

### 【憲法】

憲法は全体としてはやや難しい問題でした。個別に見ていくと、問題3は、最高裁判所裁判官の国民審査の性質についての判例問題でした。問題4は、住基ネットに関する判例問題でした。いずれも、試験勉強していて、詳細には検討しない判例を素材としており、やや難しさを感じる問題でした。問題5は、立法に関する易しい条文問題でした。問題6は、信教の自由・政教分離という典型テーマの判例問題でしたが、正誤判断に迷う肢が多く、難問の部類といえるでしょう。問題7は平等権に関する問題でした。正誤判断に迷う肢もありますが、肢4が妥当でないとはっきりしているので、易しい問題といえます。

合格には、問題5・7を確実に得点し、他の3問中1問拾えたらベストでしょう。

### 【行政法】

行政法は典型テーマがほとんどを占めており、択一19問中15問以上は得点したい問題です。

まず、問題8～10の一般的な法理論は、標準的な問題でした。問題9は今回の行政書士試験の法令科目では一番長い問題でしたが、内容的には、肢1が憲法でも学習するマクリーン事件を素材とするもので明確に誤りと判断できる問題でした。ただ、肢1が正誤判断できないと、他の

肢の正誤判断は難しく、無駄に時間を費やしてしまうトラップ問題でした。問題10は、肢アは難しかったですが、イウエが易しく、組合せ問題ということで正解するのは容易といえます。

つぎに、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法の問題11～21の11問は、全て平易な出題です。行政不服審査法が2問から3問に増問されました。出題形式も、個数問題はなく、単純正誤問題が10問、組合せ1問と易しく、この11問はすべて得点したいところです。

地方自治法の3問の難易度ですが、問題22は普通です。問題23の肢オを誤りと判断するのは難しいですが、肢ア・イの自治事務、法定受託事務の定義は基本ですから、組合せ問題ということで、比較的容易に正解を導くことができます。問題24も、肢1、地方債の起債が許可制でないことが頭があれば容易に答えは出せた問題です。

問題25・26の総合的な問題は、いずれも難問といえます。

行手・行審・行訴の主要三法で失点をせず、法理論と地方自治法でどれだけ得点を上乗せできるかがポイントとなります。

## 【民法】

民法は、今年も難しい内容になっています。9問中4問の得点が目標ラインです。

総則分野の問題27の消滅時効の援用権者、問題28の無権代理と相続は典型問題です。この2問は容易ですから、正解すべき問題です。

物権分野が、2問から3問に増問されました。問題29の共有関係の処理は易しい問題です。問題30の不動産先取特権、問題31の根抵当権は担保物権ではマイナー論点ですので準備していなかった方も多く、正答率は低いと思われます。ただし、問われている知識は、先取特権、根抵当権の基本知識を問う問題でした。

債権分野は3問です。問題32の債権者代位権・詐害行為取消権は容易な問題でした。問題33は債務不履行責任という典型テーマでしたが、各論を絡めた難問でした。問題34の不法行為は、肢イはやや難しいものの、ア・ウ・エ・オは基本的ですので答えは出せます。

家族法分野ですが、4年連続で親族からの出題です。さらに、記述式も親族法から2年連続の出題となりました。今後は親族・相続が交互に出題されるといった学習法は捨て、親族・相続どちらに偏ることなく、一通りは学習すべきといえます。配点で言えば、記述も含めて24点配点されているわけですから、択一で1問しか出題されないからといって、親族・相続を軽視することは避けるべきでしょう。

民法では、易しい問題と、難しい問題の差が激しく、その見極めが重要といえます。難しい問題に神経を使わずに、易しい問題（問題27・28・29・32）を確実に得点していくことが重要といえます。

## 【商法】

問題36の商法の適用は易しい問題でした。会社法は、問題37～40すべての肢を正誤判断するのは難しい問題ですが、容易に判断できる肢が数肢含まれています（例えば、問題37肢エ・オ、問題38肢ア・イ、問題40肢イ・ウ・オなど）。これらの肢を手掛かりとして、組合せ問題が4問中3問であることも味方につけ、商法1問に会社法2問正解できればベストです。

### 3. 法令・多肢選択式

---

多肢選択式は、3問ともに易しい問題でした。問題4 1は、有名な判例ですし、容易に空欄を埋めることができるでしょう。問題4 2については、空欄イが、「事前手続」「適正手続」で迷うところですが、他の空欄は迷わないと思います。問題4 3も、無効確認訴訟ということが分かれば、特に迷うところはなく、ここもすべて埋めたいところです。問題4 1は8点、問題4 2は6点、問題4 3は8点、合計22点の得点も可能といえます。

### 4. 法令・記述式

---

記述式ですが、行政法の問題4 4、民法の問題4 5は易しいですが、民法の問題4 6は超難問です。

まず、行政法の問題4 4は、一般的な法理論から秩序罰に関する問題でした。近時、平成25年、26年と出題され、平成25年の問題4 2の多肢選択式問題では、まさに本問の答えが書かれている問題となっています。過去問を丁寧につぶしていれば、満点も不可能ではない問題でした。

次に、民法の問題4 5は、債権各論から売主の担保責任に関する問題でした。抵当不動産を売買した場合に、抵当権が行使され、所有権を失ったときには、契約の解除、損害があれば損害賠償請求ができる、という担保責任の要件と効果を問う問題です。典型テーマですから、準備されていた方も多いのではないのでしょうか。ここも、満点が不可能ではない問題といえます。

難問だったのが、民法の問題4 6です。2年連続、親族法から出題されたことにも驚きでしたが、内容的にも「財産分与の目的・機能」についての判例の解釈、文言を問う問題でした。家族法の分野は、択一では条文知識が問われることがほとんどですから、記述用として、親族法に絡む判例の知識を準備できる受験生はほぼ皆無といってもいいのではないのでしょうか。現場思考で、財産分与の趣旨を導き出せるか。その思考力を試すような問題でした。得点は難しい問題です。

以上からすれば、問題4 6で得点することは期待できませんが、問題4 4、4 5は典型テーマですので、合格者レベルで、3問合計30～36点前後の得点は可能といえます。

### 5. 一般知識

---

一般知識科目は、問題4 7の核兵器、問題4 8の選挙制度、問題5 1の戦後復興期の経済、問題5 3の終戦後の自然災害、問題5 5のIoT、問題5 7の公文書管理法など、知識がないと正誤判断ができない問題が多く、難問ぞろいでした。個人情報保護・情報通信分野では、個人情報保護からの出題がなく、ここを得点源にしていた受験生にとっては、かなりストレスのたまる問題だったといえます。文章理解もなかなか難しく、時間がかかる問題だったといえるでしょう。

また、問題4 9、5 0、5 2、5 4、5 6、5 9を得点して、14問中6問は死守して欲しいところです。あとは、残りの8問中1、2問取れば理想的です。

以上となります。